

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	宿毛市 (392081)
地域名 (地域内農業集落名)	街区 坂ノ下・沖須賀・萩原・与市明・新田・貝塚・仲須賀・上町・土居下・真丁・新町・本町・高砂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月15日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

- ・主要作物: 水稲、露地野菜(オクラ、ブロッコリー等)
- ・基盤整備された農地が多く、また、多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を行っている。
- ・水稲が主体の地域で、一部で露地野菜(オクラ、ブロッコリー)が栽培されている。

【地域の課題】

- ・後継者は少なく、慢性的な後継者・担い手が不足している
- ・兼業農家も多く、現状の機械高騰、各種資材代の高騰など小規模な経営により採算が取れない状況。
- ・地区内は住宅地が多く、農地の集積・規模拡大が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・高齢化に伴い今後さらに担い手が不足するなど、厳しい状況が見込まれることから、地域外からの担い手を受け入れる必要がある。また、将来的には、集落営農の取り組みを検討し農地を維持管理していく仕組みを作っていく。
- ・後継者不足に対応するため、若者や移住者の受け入れを強化する。
- ・鳥獣被害防止のために集落で鳥獣対策に取り組み、捕獲体制の構築を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地または林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体には利用条件の良好な農地を集積、基本的に中心経営体が農用地の集積、集約化を担う。 ・地区外からの認定農業者、認定新規就農者を受け入れ農用地の集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・中心経営体営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。 ・今後は農地中間管理機構を活用し、担い手農家への農地の集積・集約化を段階的に図り、農地の維持管理を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地区内には水路の老朽化しているところがあり、農地耕作条件改善事業等を活用し、水路等の補修・整備を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区外からの認定農業者、認定新規就農者の受け入れを促進し地区の担い手農家の増加につなげる。 ・他地区から移住者などの受け入れができる体制や若い人が就農しやすい環境を整備し、地域の農地を担う人材の育成に取り組む。 ・地域の農地を個人だけでなく組織で維持できるよう集落営農組織の設立に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落営農組織の設立による農作業受委託を検討する。 ・地区外の集落営農組織を活用した農作業委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①集落で鳥獣被害対策、捕獲体制の構築等に取り組む。 ③防除用ドローンや自走型草刈機等を事業を活用して導入し、作業の効率化と負担軽減、作業安全性を向上させる。 ⑦多面的機能支払交付金の活用を引き続き行う。 ⑧老朽化した農道や水路等の農業用施設は、補助事業等を活用して整備し農作業の効率化を図っていく。